

魚沼民商だより

2021年
2月 22日

第2239号

発行 魚沼民主工商会
電話 025 (792) 3064
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp

新潟県要請行動・魚沼から切実な願いを届けに行つてきました!



2月12日、

は、國の「2020年度第3次補正予算」成立を受けて、県産業労働部に自営業者の支援策を求める要請を行いました。

民商・新商連からは渡部睦夫会長はじめ、野上副会長、魚沼民商

会員（上村正良さん、中澤道夫さん）、新潟民商會員ら15人が参加し、遠藤れい子県議員（日本共産党）も同席致しました。

県からは産業労働部産業政策課の高橋企画主任が応対しました。

開口一番、六日町八海山スキー場の麓で「ペンションを経営している上村さんは、「1月12日、突然、八海山スキー場の支配人がやつて

来て『明日から当面臨時休業する』と言われた。急いで予約のお客様に連絡をとつてお詫びした。県内の他のスキー場は頑張って営業しているし、同じプリンスホテル系列の苗場スキー場は再開した。ぜひ県からスキー場再開することを働きかけていただき、支援をお願いしたい」と力強く訴えました。

来週中には「支援策のパッケージ」として発表できると思います。このことに対し、県の高橋企画主任は、「宿泊業への支援として県民向けの宿泊割引を始める。このコロナ禍で自営業者のみなさんが大きな影響を受けていることは重々承知しておりますので、知事会として『持続化給付金』『家賃支援給付金』の再交付を国に強く働きかけます」と話していました。

またその他に、「行動が自粛され、打撃を受けている飲食店に支援金を支給することを決めた。できるだけ多くの業者に支給できるよう詳細を詰めている」とも話していました。



塩沢の集まりで、中澤副会長が「一時支援金」について説明しています

緊急事態宣言の影響緩和に係る

一時支援金を給付します

2月10日、経済産業省は、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の概要について」を発表致しました。

その概要は、「給付対象について、ポイント①『緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業を受けた事業者』、ポイント②『外出自粛等の影響を受けた事業者』で、2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少した事業者であることです。

冬の観光業で、多くの首都圏のお客を迎える小千谷魚沼地域の宿泊業者・納入業者・レンタル業者等のみなさんは、一時支援金の給付対象として「ポイント②」に該当するかと思われます。

【給付額】（前年又は前々年の対象期間の合計売上）
1（2021年）の対象月の売上×3か月）
【中小法人等】上限60万円
【個人事業者等】上限30万円
【対象期間】1月～3月

【対象月】対象期間から任意に選択した月

【必要書類】

*2019年及び2020年の確定申告書

*2021年の対象月の売上台帳

*運転免許証等の本人確認書類

*通帳

※詳細は2月下旬に発表されます。

魚沼民商は、重税反対全国統一行動小千谷魚沼集会（3月12日）終了後、翌週に申請セミナー（説明会）を開催する予定です。

三・一三重税反対全国統一行動小千谷魚沼集会
日時 3月12日（金） 13時
会場 小千谷サンプラザ

持続化給付金等の「課税」について

確定期申告等の集まりで、持続化給付金等についての問い合わせがあります。

会員のみなさんに配布した「自主計算パンフ2021」の3ページ右下に、「持続化給付金等の「課税」問題」の項にて、「国の持続化給付金は『厳しい経営環境にある事業者の事業継続を支援する』（給付金規定）ことを目的としていますが、この給付金は所得税、法人税で『課税対象』とされています（この場合、税務上では雑収入（白色申告は、「その他の収入」に該当します）の扱いで総収入金額、法人は益金に算入します。消費税は不課税です）」【抜粋】と説明しています。